

令和5年度平戸市農業委員会第8回総会議事録

■開催日時：令和5年11月29日（水）9時30分～10時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：会長、11番、13番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中14人出席 欠席委員：2番、9番、10番、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：なし

■事務局 下川事務局長 浅田事務局次長、寺田班長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第6号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告 第7号 使用貸借解約通知書について

議案 第38号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案 第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第40号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第41号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第42号 第5回農用地利用集積計画（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第8回」を開会いたします。</p> <p>本日は、川村会長が東京で開催されています、全国農業委員会会長代表者集会に出席のため、欠席となりますので、副会長がご挨拶致します。</p>
副会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。</p> <p>ただいまの事務局から報告されましたとおり、会長が公務のため欠席でありますので、私が代理となります。</p> <p>農家の日本全国平均年齢が68歳と言われております。昔はお米が余って、大暴落が起きるといことで減反政策が始まったことを覚えていますが、ここ2・3年で需給のバランスが崩れて、お米が足りなくなる試算がでています。最近では、稲作を中心とした大型法人が倒産するなど、米を作るのが難しい時代になっております。</p> <p>本日も、報告2件、議案5件を提案しておりますので、ご審議のほどをお願いして挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は、会長、11番委員、13番委員から欠席の届出があっております。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>推進委員では、2番委員、4番委員、9番委員、10番委員、14番委員、18番委員から欠席する旨の報告があっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、副会長をお願いいたします。</p>
副会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
副会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に14番委員、15番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>

■ 日程 4 会務報告

副会長 次に、日程 4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 1 ページをお開きください。
11 月の会務報告をいたします。(11 月会務報告を報告)
12 月の会務予定を申し上げます。(12 月会務予定を報告)
以上で報告を終わります。

副会長 それでは、会務報告が終わりましたので、12 月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。

12 月の総会を令和 5 年 12 月 27 日(水曜日)午後 3 時からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同 「異議なし。」

副会長 異議がありませんので、12 月の総会を令和 5 年 12 月 27 日(水曜日)午後 3 時からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において、開催いたします。

■ 日程 5 議事

副会長 次に、日程 5、議事に入ります。

《報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》

副会長 報告第 6 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは、議案書の 2 ページ、3 ページをお願いします。
3 ページについて説明いたします。
報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。
貸借農地は、山中町字中原 450 番 1 ほか 2 筆、現況地目は田で、合計地積は 2,445 m²、契約内容及び解約理由は備考欄のとおりです。
番号 2 番から 4 番につきましては、ご一読をお願いいたします。
解約理由としては、番号 1 番は、第 3 者へ所有権移転(売買)のため、番号 2 番から 4 番につきましては、農地中間管理機構を通じた貸借へ切り替えのためとなっております。
報告第 6 号の説明は以上で終わります。

副会長 ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。

委員一同	(意見なし。)
副会長	意見が無いようですので、報告第6号を終わります。
	《報告第7号 使用貸借解約通知書について》
副会長	次に、報告第7号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の4ページから5ページをお願いします。</p> <p>5ページについて、ご説明いたします、報告第7号使用貸借解約通知書について、整理番号1番、貸人借人は、記載のとおりです。</p> <p>貸借農地は、獅子町字船の原1516番 ほか2筆、現況地目は田で、合計地積は3,262㎡、契約内容につきましては備考欄のとおりです。</p> <p>解約理由としては、農地中間管理機構を通じた貸借へ切り替えのためとなっております。</p> <p>報告第7号の説明は以上です。</p>
副会長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	(意見なし。)
副会長	意見が無いようですので、報告第7号を終わります。
	《議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について》
副会長	次に、議案第38号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書の6ページから14ページをご覧ください。</p> <p>7ページについて、ご説明いたします。</p> <p>議案第38号農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、今回、7件あっております。</p> <p>番号1番、申請者については、記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、生月町壱部字鶴田2401番、地目は山林で、地積は1,797㎡で、変更理由は、8ページに記載しておりますとおり、風力発電設備の設置に伴う、農用地区域から除外するものです。</p> <p>番号2番から番号4番についても、同じ内容案件で風力発電設備の設置に伴う農用地区域から除外するものです</p> <p>番号5番、6番については、農用地区域に編入する案件となります。</p> <p>番号5番について、申請者は、記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字木場711番1ほか3筆、地目は田で、合計地積は2,847</p>

事務局	<p>m²となっております。</p> <p>番号6番については、申請者は、記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字木場716番9、地目は田で、合計地積は920m²となっております。</p> <p>変更理由は、12ページ、13ページに記載しておりますとおり、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むためです。</p> <p>番号7番、申請者については、記載のとおりで、申請農地は、山中町字山中1051番、1052番、計2筆、地目は田、合計地積1,683m²、変更理由については、14ページに記載しておりますとおり、農振地域からの除外ではなく、農地から農業用施設用地に用途区分を変更するもので、牛舎及び堆肥舎を新たに設置するものです (番号1から7について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
副会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
副会長	<p>異議なしと認め、議案第38号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
副会長	<p>次に、議案第39号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の15ページから17ページをご覧ください。</p> <p>16ページ、17ページについて、ご説明いたします。</p> <p>議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、7件となっております。</p> <p>番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小崎免字立石311番1、ほか17筆、地目は田・畑で、合計地積19,820m²、農業者年金受給のための使用貸借権（再設定）となります。</p> <p>番号2番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、無代寺町字火渡33番1ほか4筆、地目は田で、合計地積は5,301m²、新規就農のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号3番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、木場町字大久</p>

事務局	<p>保 950 番ほか 6 筆、地目は田・畑で、合計地積は 7,396 m²、農業後継者への経営継承のための、所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 4 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、飯良町字通山 359 番ほか 4 筆、地目は田で、合計地積は 1,104 m²、農地継承のための、所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 5 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、田平町里免字 簗坪 919 番 1 ほか 3 筆、地目は田で、合計地積は 4,563 m²、農業経営規模拡大のための、所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 6 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、生月町里免字 鳥越 842 番 1 ほか 3 筆、地目は田で、合計地積は 3,668 m²、農業経営の移譲のための、所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 7 番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、山中町字中原 450 番 1 ほか 2 筆、地目は田で、合計地積は 2,445 m²、農業経営規模拡大のための、所有権移転（売買）となります。</p> <p>（整理番号 1 から 7 について、スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
副会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
副会長	<p>異議なしと認め、議案第 39 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 40 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
副会長	<p>次に、議案第 40 号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 18 ページ、19 ページをご覧ください。</p> <p>19 ページについて、ご説明します。今回、18 筆あっております。農業委員会が農地利用状況調査で B 分類農地として判断した分についての非農地であります。</p> <p>番号 1 番、大島村前平字神山 1739 番 3、地目は畑で、面積が 617 m²、所有者は記載のとおりで、現地確認日は昨年農地利用状況調査において B 判定とされたことで令和 4 年 10 月 1 日となっております。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>番号 2 番から 18 番においても同様であります。</p> <p>(番号 1 番から 18 番について、スライドにより位置や現状などを説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
副会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 40 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
副会長	<p>異議なしと認め、議案第 40 号について、非農地として決定いたします。</p> <p>《議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について》</p>
副会長	<p>次に、議案第 41 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 20 ページから 22 ページとなります。</p> <p>議案書の 22 ページについて説明します。</p> <p>議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請(案)について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定(借受・転貸一体型)になります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸権の設定を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸権の設定等を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>権利対象の土地は、大島村的山川内字建神 1449 番、地目は畑で 1,128 m²、他 1 筆で、設定する権利の内容については、記載のとおりです。</p> <p>合計 1 件、筆数 2 筆、合計面積 2,152 m²となります</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
副会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p>

副会長	議案第 41 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
副会長	異議なしと認め、議案第 26 号について、原案のとおり決定し、農地中間管理機構に計画策定を要請します。
	《議案第 42 号 第 5 回農用地利用集積計画（案）について》
副会長	次に、議案第 42 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき「議席番号 3 番委員の退席を求めます。
3 番委員	「退席」
副会長	それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 23 ページ、24 ページとなります。 24 ページについて、ご説明します。 議案第 42 号、第 5 回農用地利用集積計画（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の設定になります。 新規設定 1 件、筆数 2 筆、面積 1,088 m ² となります。 議案第 42 号の説明は以上です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
副会長	事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
副会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 42 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
副会長	異議なしと認め、議案第 42 号について、原案のとおり決定いたします。
副会長	それでは、「議席番号 3 番委員」の入場を認めます。
3 番委員	「入場」

副会長

■日程6 閉会

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

副会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、令和5年度平戸市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10時20分

議長

印

議事録署名人

14番委員

印

15番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山口隆徳
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸